

三木町農業委員会
令和2年10月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

三木町農業委員会
令和2年10月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 令和2年10月20日
(会議時間) 14:30～15:55
(開催場所) 三木町農村環境改善センター 農事研修室
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数19名

1番 松田 隆雄	11番 高重 浩二
2番 香西 茂知	12番 白井 敏雄
3番 古市 哲	13番 吉原 博
4番 藤澤 勇一	14番 中川 詰郎
5番 鎌倉 茂雄	15番 横山 良秀
6番 溝渕 常雄	16番 岡田 久
7番 川田 正憲	17番 鎌倉 守
8番 鈴木 勤	18番 溝渕 廣明 (会長職務代理者)
9番 小川 正則	19番 高尾 壽一 (会長)
10番 鎌倉 博之	

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 脇和彦主幹兼課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 谷洋司主任主事
5. 谷井直人主事
6. 森岡隆一係長
6. 松本裕司係長

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 青年等就農計画認定申請について

(4) 土地改良事業の非農用地区域の設定について

(5) その他

事務局

それでは、10月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等7件と農用地利用集積計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会審議状況報告をお願いいたします。また本日は、青年等就農計画認定申請について、土地改良事業の非農用地区域の設定につきましてもご審議いただけたらと存じます。本日の出席委員は19名中19名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。定例会議事録署名委員につきましては、鎌倉茂雄委員と溝渕常雄委員をお願いいたします。それでは会長よろしく申し上げます。

会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が3件と報告案件が2件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告、青年等就農計画認定申請、土地改良事業の非農用地区域の設定についてです。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：鹿庭字左直 1筆 158㎡
地目：畑1筆
譲渡理由：その他
譲受理由：その他
権利：所有権移転売買

番号2 申請地：上高岡字杉ノ木 1筆 849㎡
地目：田1筆
譲渡理由：耕作不便・低生産地のため
譲受理由：経営規模の拡大
権利：所有権移転贈与

番号3 申請地：井戸字高木 1筆 708㎡
地目：田1筆
譲渡理由：相手方の要望
譲受理由：経営規模の拡大
権利：所有権移転売買

番号4 申請地：井戸字熊田 7筆 5,708㎡
地目：田7筆
譲渡理由：相手方の要望
譲受理由：経営規模の拡大
権利：所有権移転売買

番号5 申請地：井戸字熊田 1筆 1, 834 m²
地 目：田1筆
譲渡理由：相手方の要望
譲受理由：経営規模の拡大
権 利：所有権移転売買

番号1について説明します。

番号1については、売買による所有権移転をするものです。下限面積等も問題ありません。

番号2について説明します。

番号2については、譲受人の経営規模拡大するものです。下限面積等も問題ありません。

番号3について説明します。

番号3については、譲受人の経営規模拡大するものです。下限面積等も問題ありません。

番号4について説明します。

番号4については、譲受人の経営規模拡大するものです。下限面積等も問題ありません。

番号5について説明します。

番号5については、譲受人の経営規模拡大するものです。下限面積等も問題ありません。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの補足説明がありましたらお願いします。

16番委員

特にありません。

5番委員

特にありません。

2番委員

譲渡人は耕作しないため、経営規模拡大を図る譲受人に売買するものです。

番号4と5については、譲渡人の農業後継者である譲受人に農地、農機具等を譲渡するものです。

会長

ありがとうございました。番号1についてはどういう経緯で買われるのでしょうか。

事務局

平成29年に同譲渡人から農地等の買受をしております。今回の申請地につきましては、転用申請を行う計画もあり、当時申請をしていなかったのですが、やはり農地で利用するという事で申請に至ったものです。

4番委員

耕作面積が4反近くありますが、これは町内の農地なのでしょう。

事務局

町内の面積になります。

4番委員

町外から通ってきて、どういう方法で維持管理をしているのですか。町内の人に作ってもらっているわけではないのですか。その辺の追跡調査は行っていないのですか。

事務局

今回は既に4反以上もたれていたもので、深く聞き取りはできていません。

会長

こっちに土地を持たれているので、知り合いがいるわけですね。農機具は知り合いの方のを借りているのですか。

事務局

既に譲渡人が持っていた農舎などを所有されている状況です。

会長

町外の方でしたので、どういう形で管理をされているのか分かればまた教えてください。他にありますか。

14番委員

売買に誰が経営しているかそれは関係ないのではないですか。

会長

3条申請ですので、農地を取得する場合は県の指導で3年3作、3年間は自分で耕作しないといけないということになっています。

他にありますか。

3番委員

譲渡理由の内容は何ですか。

事務局

生活資金のためと聞いております。なお、譲受理由としては資金援助と聞いております。

会長

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：鹿庭字榎谷 2筆 1,448㎡
地目：田2筆
現況：田2筆
目的：資材置場用地
権利の種類：所有権移転売買

番号2 申請地：上高岡字北川 1筆 913㎡
地目：田1筆
現況：雑種地1筆
目的：貸駐車場
権利の種類：所有権移転売買
併用地：宅地等 2158.85㎡
造成時期：平成27年5月頃から

番号1について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されておりました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告をお願いします。

5番委員

それでは、現地調査の報告を行います。10月分の農地法関連の申請について去る、令和2年10月13日(火)の午前9時から5条申請2件につきまして、高尾会長、溝渕職務代理、溝渕常雄委員、私、事務局2名の合計6名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、5条申請 番号2です。こちらにつきましては、既に造成が行われておりましたが始末書が添付されておりました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員からの説明をお願いします。

16番委員

5条申請番号1については、造成して資材置場にすると聞いています。廃プラとかを野積み状態でおくと聞いています。

5番委員

5条申請番号2については、譲受人の事業用駐車場として利用するもので特に問題はないと思います。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認されました。続きまして、議案第3号、農業経営基盤強

化促進法の規定による農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が17件、再設定が10件、転貸9件で合計36件になります。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

3番委員

番号22、番号24の受け手農家はどのような資格で耕作できるのですか。

事務局

この受け手農家は、認定農業者として認定を受けている農家になっています。

会長

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第3号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第2号、使用貸借返還通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について

番号1 申請地：井戸字高木 708㎡

地目：田

解 約 日：令和2年9月26日

解 約 理 由：その他

番号2 申 請 地：田中字柳原 4, 411 m²

地 目：田

解 約 日：令和2年9月10日

解 約 理 由：転用のため

番号3 申 請 地：田中字柳原 4, 411 m²

地 目：田

解 約 日：令和2年9月10日

解 約 理 由：転用のため

番号4 申 請 地：田中字柳原 1, 025 m²

地 目：田

解 約 日：令和2年9月10日

解 約 理 由：転用のため

番号5 申 請 地：田中字柳原 1, 025 m²

地 目：田

解 約 日：令和2年9月10日

解 約 理 由：転用のため

番号1について、3条申請番号3の申請地になります。売買のため解約するものです。

番号2、3について、転用のため、機構を通じて貸し借りをしていることから、機構と出し手、機構と担い手で解約をするものです。

番号4、5について、転用のため、機構を通じて貸し借りをしていることから、機構と出し手、機構と担い手で解約をするものです。

続きまして、報告第2号、使用貸借返還通知について

番号1 申 請 地：田中字天枝 2, 096 m²

地 目：田

解 約 日：令和2年9月30日

解 約 理 由：経営縮小

番号2 申 請 地：上高岡字杉ノ木 849 m²

地 目：田

解 約 日：令和2年9月30日

解 約 理 由：贈与のため

番号3 申請地：下高岡字鳥打 6, 382 m²
地 目：田
解約日：令和2年11月30日
解約理由：転用のため

番号4 申請地：井戸字熊田 2, 042 m²
地 目：田
解約日：令和2年10月31日
解約理由：借り手の変更のため

番号5 申請地：井戸字熊田 1, 120.27 m²
地 目：田
解約日：令和2年11月30日
解約理由：借り手の変更のため

番号1について、借り手の経営縮小のため解約するものです。

番号2について、3条申請番号2の案件になります。売買のため解約するものです。

番号3について、農地機構を通じて新たな担い手に貸し付けるため解約するものです。

番号4について、農用地利用集積計画番号18で新たな担い手に貸し付けるため解約するものです。

番号5について、農地機構を通じて新たな担い手に貸し付けるため解約するものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

続きまして、青年等就農計画認定申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

本日は、青年等就農計画認定申請についてお時間をいただきありがとうございます。この青年等就農計画認定申請についてであります。三木町では、平成26年9月の農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、平成26年10月8日に三木町認定新規就農者認定要領を制定し、認定事務を運用しております。今回は1件の青年等就農計画認定申請がありましたので、同要領第5条第1項に基づく認定審査をお願いするものです。では、お手元の方に、お配りしております資料をご覧ください。

(資料読み上げ)

三木町認定新規就農者認定要領第5条の第1項及び第2項に基づき、農業委員会の意見を伺いたいと思います。

会長

ありがとうございました。会社を設立したわけですね。現在法人化の手続き中で、11月2日に設立できる予定ですね。

各委員さんから何か質問はありませんか。

3番委員

年間労働時間が、現状2,400時間で、目標が4,800時間、農業従事日数が現状300日、見通し250日と、従事日数は減っているのに、労働時間が増えているのはどうしてですか。

事務局

4,800時間というのは、農作業従事しているお二人の合計時間となっております。

会長

そうすると表現がまずいのではないですか。

事務局

表現方法については、確認します。

会長

1人当たり2,400時間が小さくなるのが普通だと思いますので、そういう指導をしていくということでもいいですか。

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

いちごは、一昨年県下で売り上げ1番になりました。ますます頑張ってくださいようお願いします。続きまして、土地改良事業の非農用地区域の設定について、事務局から説明をお願いします。

事務局

平成29年度から本年度まで大字池戸の鍋淵地区において、実施しておりますほ場整備事業に関するものです。土地改良法第7条第4項に規定される非農用地区域を定める土地改良事業を実施する場合は、土地改良事業計画におきまして、農用地区域と非農用地区域を分けて定めなければならないこととなっております。そして、非農用地区域の設定には、昭和49年農林省通知により、農地法との関係調整が必要であるため、関係農業委員会に意見を聞くこととされています。平成29年9月の定例会におきまして、本ほ場整備地にかかる本件について、初回の意見聴取を行いました。また、昨年11月の定例会におきましては、内容の変更に関する意見聴取を行ったところです。

(資料読み上げ)

今回は、再度内容の変更が生じたため、再度意見聴取を行う必要が生じたため、お諮りするものです。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

4番委員

このほ場整備は団体で、男井間会館の関係ですけど、400㎡が438.01㎡、これが確測した結果こういうことになったということですか。それが換地処分した時点で、ほかくのではないのですね。

事務局

はい、本移動に伴います。ほかく申請の移動は発生しないと聞いています。

4番委員

補足説明になりますが、従前地の土地の所有者、男井間池土地改良区の所在ですが、男井間池土地改良区理事長の自宅がこの住所地番になっています。男井間会館ということで、それが三木町大字池戸ということで、この会館の番地となっています。そういうことで、番地の変更で、変更につきましては、理事長の名前と土地が男井間会館になったというその違いです。

会長

意味的なことですが、農用地区域にある宅地は、大きさが変わると農業委員会に意見を聞くようにということがあるわけですね。

事務局

そうです。資料を見ていただきますと、赤の四角1で示されております場所については、三角形の大きな筆に公図上なっております。ただし実際に、この公図、明治時代の古い旧図ということになっておりまして、実際現況とは形が異なる箇所となっております。それによりまして、四角1で囲っている箇所は男井間会館でございますが、その東側にある白の部分は、男井間会館所有地に見えますが、実際の現況は男井間会館ではなく、一部道路であったり、農地であったりという箇所

が現況ではあるということが確定測量で判明しました。そのため、農地の移動に直結するものではございませんが、男井間会館で面積が変更することから、残った土地を白地から青地に変更することが生じることによりまして、非農用地協議が必要となるものでございます。

会長

この地番は、右側の白い部分も含めての地番だったということですか。

事務局

はい、そうです。

会長

それを今回の工事でなかに道がついて分かれるようになりました、ということですね。他にご意見はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

では、意見を聞くということでしたので、質疑があったとおりです。よろしく申し上げます。その他ですが、何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了といたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

令和2年10月 日

会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____